

2020年3月27日

各位

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社

代表取締役社長兼 CEO 関崎 司

証券取引等監視委員会による勧告について

本日、証券取引等監視委員会は、当社を検査した結果、法令違反に該当する事実が認められたとして、内閣総理大臣および金融庁長官に対して、当社に行政処分を行うよう勧告を行いました（詳細につきましては、別紙をご参照ください）。

当社は、今般の勧告を厳粛かつ真摯に受け止め、今後、業務運営態勢と内部管理態勢の一層の強化等を通じて、再発防止を図る所存です。

お客さまおよび関係者のみなさまに多大なご迷惑をおかけいたしましたことを、心よりお詫び申し上げます。

以上

〈本件に関する問い合わせ先〉

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社

電話：03-5224-6803（お問い合わせ窓口）

（営業日の午前9時から午後5時半まで）

【別紙】

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社に対する検査結果に基づく勧告について

1. 勧告の内容

証券取引等監視委員会がイーストスプリング・インベストメンツ株式会社（東京都千代田区、法人番号 2010001066780、代表取締役社長 関崎 司、資本金 6.49 億円、常勤役員 46 名、投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業）を検査した結果、下記のとおり、当該金融商品取引業者に係る問題が認められたので、本日、証券取引等監視委員会は、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、金融庁設置法第 20 条第 1 項の規定に基づき、行政処分を行うよう勧告した。

2. 事実関係

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社（以下「当社」という。）を検査した結果、以下の問題が認められた。

○ 投資信託の受益者のために忠実に投資運用業を行っていない状況

当社は、当社が運用する投資信託の基準価額の計算や会計処理等の投信計理業務を A 社に業務委託するとともに（平成 23 年から同 27 年にかけて行われていたもの。以下「当該業務委託契約」という。）、自らが運用する投資信託のグローバル・カストディアンとしての業務を A 社のグループ会社である B 社に集約している。

平成 26 年 8 月から 9 月にかけて、A 社において複数の事務過誤（誤った投資信託の基準価額の情報媒体への配信等）が発生したことを踏まえ、当社は、当該業務委託契約を解約することとしたが、当社の都合により解約する場合、A 社に対して解約金を支払う契約となっていた。当社は、平成 27 年の初めごろから、A 社との間で、解約金を生じさせない解約合意に向け、交渉（以下「本件交渉」という。）を行っている。

本件交渉において、当社は、A社から、B社がグローバル・カストディアンとなっている投資信託において、従前のカストディアンにベースフィー（受託財産の規模や取引件数に関わらず固定額を賦課するもの。）を追加することによる値上げ（以下「当該値上げ」という。）を行うことを条件として提示された。

これを受け、当社は、特定の投資信託（他の投資信託に取得させることを目的とする投資信託。以下「当該マザーファンド」という。）において当該値上げを行うこととし、平成27年2月、A社に対し、当該値上げを受け入れる旨及び当該マザーファンドの再信託受託会社である信託銀行（以下「受託銀行」という。）から当該値上げについて確認を求められた場合には同意する旨（注）を伝達している。

（注）当該マザーファンドにおけるグローバル・カストディアンとしての業務に係る契約当事者は、B社及び受託銀行であり、契約内容を変更する場合には、受託銀行は当社に確認を行うこととなっていた。

その後、当社は、受託銀行から、当該値上げの可否について確認を受け、これを了承しており、その結果、平成27年3月1日から、当該マザーファンドにおいて、当該値上げが行われることとなった。

なお、同時期に当社とA社との間で締結された、当該業務委託契約の解約に係る合意書において、今回の解約に伴う解約金は生じないこと等が定められており、解約金の発生は回避されている。

上記のとおり、当社は、A社との本件交渉における条件に当該値上げを含めており、また、当該値上げの合理性について何ら確認することなく当該値上げを受け入れている。これにより、当該マザーファンドの費用が増加する結果となる中で、当社は、自らが運用する投資信託に当該マザーファンドを組み入れて運用を行っている。

当社の上記行為は、投資信託の受益者のために忠実に投資運用業を行っていないものであり、金融商品取引法第42条第1項に違反するものと認められる。

（※上記は証券取引等監視委員会のホームページに掲載されている原文です。）